

【特定技能制度参考資料 8号】

令和3年1月6日

ベトナム国籍の方々の受入れ手続きについて

- 1 ベトナム国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001337357.pdf>

- ベトナムから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 ベトナム国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335358.pdf>

- ベトナムから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】出入国在留管理庁ホームページ URL

- 1 特定技能制度

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 特定技能に関する二国間の協力覚書

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能PT

代表03-3580-4111